

平成21年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について

国民年金保険料の納付状況

(平成21年度末時点)

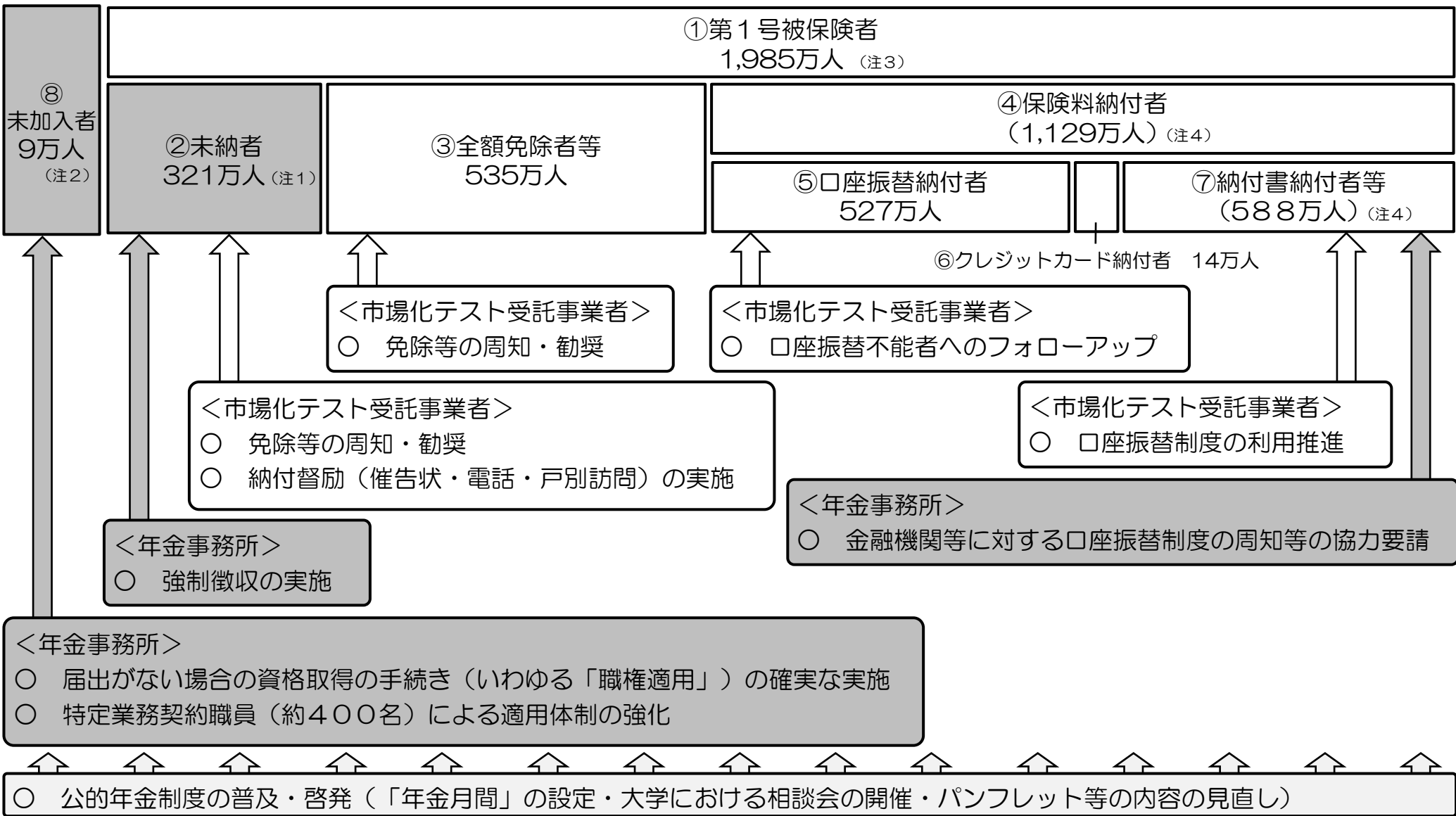
①平成21年度の現年度分(平成21年4月分～平成22年3月分)の納付率		②過年度分(平成19年度分)の納付率	68.6%
60.0%(対前年度比△2.1ポイント)		(平成19年度末と比較して+4.7ポイント)	
納付対象月数 17,308万月(対前年度比△1.2%)		(平成20年度末と比較して+1.9ポイント)	
納付月数 10,381万月(対前年度比△4.5%)		過年度分(平成20年度分)の納付率	65.0%
		(平成20年度末と比較して+2.9ポイント)	

納付率低下の要因

- 納付率の高いいわゆる団塊の世代(昭和22年から24年生まれ)のうち昭和24年(1949年)生まれの者が平成21年(2009年)に60歳に到達し第1号被保険者から抜けたこと。
- 年金記録問題への対応を最優先とする状況下で、職員等による納付督励等の取組みが年間を通じて十分に実施できなかったこと。
- 市場化テストによる納付督励について、日本年金機構(社会保険庁)と受託事業者との協力・連携が不十分であったこと、日本年金機構(社会保険庁)における事業の進捗管理が不十分であったこと等により、その効果が十分に発揮されなかったこと。

被保険者属性ごとの取組について

(平成22年3月末現在)



注1：未納者とは、24か月(平成20年4月～平成22年3月)の保険料が未納となっている者。
注2：従来は公的年金加入状況等調査の結果を踏まえた数値を掲記していたが、平成19年度に調査を実施しなかったため、平成16年度までの結果に基づき線形按分した平成19年度の数値を仮置きしている。
注3：第1号被保険者には、任意加入被保険者(34万人)が含まれている。
注4：保険料納付者の人数は、①から②及び③を単純に差し引いて算出したもの。納付書納付者等の人数は、④から⑤及び⑥を単純に差し引いて算出したもの。